

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）））） 第二条第一項に規定するものをい		

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	電子部品製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	二五 五〇
電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	金属鉍業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	七〇 一五〇
粘土かわら製造業（うわ薬かわら		

<p>う。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>金属鉱業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>旅館業(温泉を利用するものに限る。)</p>
	<p>一〇〇</p>	<p>一五〇</p>			<p>五〇〇</p>

<p>を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するもの)をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものに限る。)</p>
			<p>一六〇</p>	<p>五〇〇</p>

<p>の平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>
--	---	---	--

<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>鋼鉄業（ステンレス酸洗工程を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>非鉄金属製錬・精製業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するもの限り、貴金属製造・再生業を除く。）</p>	<p>貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p> <p>電気めつき業（一日当たりの平均</p>
---	--	---	---

<p>的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p> <p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）</p>
--

<p>利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>一般廃棄物処理業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の三に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>産業廃棄物処理業（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定</p>
--	---	---

<p>により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号、第五号又は第八号に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>ほうろく鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、ほうろくうわ薬を製造するものに限る。)</p>	<p>貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するも</p>
<p>二五</p>		<p>三〇</p>

	<p>のに限る。） 旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。） 電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>五〇 七〇</p>
--	---	-------------------